

自転車損害賠償保険等への加入が義務化

団体総合生活保険のご案内

〈個人賠償・傷害補償〉

中途加入用

団体総合生活保険制度

個人賠償責任補償

支払限度額は
無制限
(国外は1億円限度)

こんな場合に！

自転車で歩行者を
はねてケガを
させてしまった



子供が蹴ったボールが
他人の家の窓ガラスを
割ってしまった



店の商品や他人から
借りた物を
壊してしまった



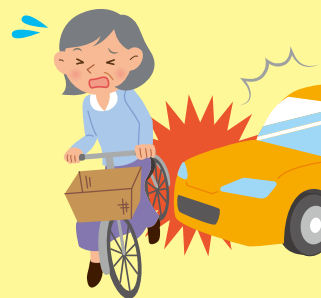
- 日常生活における**法律上の賠償責任**を補償
- **示談交渉サービス**付き*

*国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提訴された場合等を除きます。)に限ります。

傷害補償

こんな場合に！

自転車走行中に
相手と衝突し、
ケガをしてしまった



階段(自宅や屋外)を
踏みはずして
ケガをしてしまった



旅行・レジャーや
スポーツ中に
ケガをしてしまった



- 日常生活でのご自身等のケガによる
入院(手術を含む)、通院等を補償

※無料電話相談<メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシスト>が自動付帯されます。

加入資格

全国都市職員災害共済会の組合員の皆さまが加入できる制度で、退職者組合員もご加入いただけます。

保険期間

令和3年4月1日午前0時から令和4年4月1日午後4時まで1年間(保険期間の途中で加入することもできます。)

締切日

毎月20日 ※例:5月20日までに手続きいただくと、6月1日午前0時~翌年4月1日午後4時の保険期間となります。
(*ただし、5月1日付中途加入については、3月11日~4月20日がお申込み期間)

ご加入はすべて
インターネット
経由でのお手続き
となります。

個人賠償



傷害補償

をセットにしてお届け

ご自身の世帯等に合わせ、全6種類の中から選択できます。

保険料は年齢を問わず**3,670円**より(月額換算約306円~)より(年額一時払い)

個人賠償・傷害補償セットプランの内容

2プラン3タイプ 6パターンから選択

・個人賠償のみ、または傷害補償のみのご加入はできません。

●エコミープラン

保険区分・補償内容	タイプ	個人型	夫婦型	家族型
	年額保険料*1	3,670円	5,130円	8,300円
個人賠償	<支払限度額：無制限(国外は1億円限度)> ●損害賠償金(被害者への治療費を含む。)等 ※示談交渉サービス付き(国内のみ)	本人*2・配偶者*3 同居の親族*4 別居の未婚*5の子	同左	同左
傷害補償	●死亡・後遺障害:100万円 ●手術*6:入院中 1万円 ●入院:1,000円/日 入院以外 5,000円 ●通院:なし	本人*2	本人*2・配偶者*3	本人*2・配偶者*3 同居の親族*4 別居の未婚*5の子

●充実プラン

保険区分・補償内容	タイプ	個人型	夫婦型	家族型
	年額保険料*1	8,580円	14,270円	25,340円
個人賠償	<支払限度額：無制限(国外は1億円限度)> ●損害賠償金(被害者への治療費を含む。)等 ※示談交渉サービス付き(国内のみ)	本人*2・配偶者*3 同居の親族*4 別居の未婚*5の子	同左	同左
傷害補償	●死亡・後遺障害:200万円 ●手術*6:入院中 2万円 ●入院:2,000円/日 入院以外 1万円 ●通院:1,000円/日	本人*2	本人*2・配偶者*3	本人*2・配偶者*3 同居の親族*4 別居の未婚*5の子

*1 保険期間の途中でご加入される場合は、一時払保険料を月割りで算出します。
*2 本人とは、生活協同組合全国都市職員災害共済会の組合員の方で加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)
①婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)を有すること。 ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
*4 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

*5 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
*6 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
※1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員等)の方は、取扱代理店までご連絡ください。なお、夫婦型、家族型において、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときに、配偶者、または同居の親族が組合員の場合は、その方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、職種級別Aを適用できる場合がありますので、詳しくは取扱代理店までご連絡ください。
※2 令和3年4月1日始期時点でご加入者数が500人に満たない場合には、保険料が引上げとなる場合がございます。

手続きの流れ

インターネットで
簡単に
加入手続き!



スマートフォン・
タブレットから
右記の
QRコードに
アクセス!



または



パソコンから

下記URLに
アクセス!
<http://ezoo.jp/ds5/A0097280000121042010>



締切日 毎月20日 ※例:5月20日までにお手続きいただくと、6月1日午前0時～翌年4月1日午後4時の保険期間となります。(ただし、5月1日付中途加入については、3月11日～4月20日がお申込み期間)

このチラシは、全国都市職員災害共済会を保険契約者とする団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、上記サイトからログイン後に、必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、契約者である全国都市職員災害共済会にお渡ししている保険約款により、ご不明な点等がある場合は、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

[取扱代理店]

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
公務広域法人部(担当:佐藤・中村)
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1
TEL.03-3243-7025
(9:00~17:00/土・日・祝日は除く)

[引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課:広域法人部 法人第一課)
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-4147
(9:00~17:00/土・日・祝日は除く)